は職工の常識に訴へる計畫なり十七日正午までに從業員に對し各所よりの會社側は工場を閉し十日を期し外に退職金等の交渉があつた住友本田工場の出動者は本工場及び東洋分工場に合して三百餘名に達し會社側は化者の出勤日許可するを待つてゐる

造船部怠業

大阪市内某造船所の職工六十五名は今社造船部の職工六十五名は今日怠業に入り職場を離れて十六日要求を提出した

數日前職工の代表者は外人を通り外に出て要求はせぬが他の造船所の申請の勞働者が策謀したる怠業に均しき申出た會社側はやむを得ず十六日右の申出を拒絶の所となつたので十七日は怠業状態である

中央鐵工所工場要求

大阪市外中本町に本社を有する中央鐵工所の職工は十六日職工代表に對し要求條項を提出したので會社側は協議の結果同日午後七日朝出勤打合せのため本社に集合した

同社工場は職工數は約百名で目下平穩に就業してゐるが會社側は之に對しては大体十八日正午回答の筈である

事を起すものだから斷然拒否せぬ事に拂底を決し更に午後三時から山下、工場長氏に會見したが結局要求に對しては十八日正午を期して何分の回答を與へる事となつた、尚一般職工は平常通り出動し別に怠業には出て居らぬ

會社は白へ

山内は善良な職工を煽動するものだから如何に懇願しても斷然復職させません、要求書に對しては今夕總務部會議を開き十八日正午回答します、如何な回答を與へるかは今の處只今明言出來ませぬが出來る限り職工諸君の意に添ふ可く努める心算です

『玩具の拳銃』に

憤慨した罷工團

藤永田造船所爭議

大阪市西區三軒家上之町藤永田造船所職工は十七日夜の大部分が集合して出動者に對し木津川で拳銃を出して脅かしたので…

…明らかに職工大勢で拳銃の如きものを突付け脅したのを發見し…兇器は玩具の拳銃である事が判り…

檄文配布者起訴さる

友愛會西尾主事外七名

治警第十七條違反者として

先に住友各工場に檄文を配付した友愛會大阪聯合會幹部の八名は大阪地方裁判所檢事局に於て取調べ中であつたが十七日午前治安警察法第十七條違反として起訴された

友愛會大阪聯合會會長　島　 謙吉（三十）

友愛會主事　西尾　末廣（二十）

友愛會理事　東　 忠續（二十）

友愛會理事　滿岡　文六（二十）

友愛會大阪本部會計主任住友伸銅所職工　早川　田之助（二十）

鐵鋼聯合組合理事住友電線製造所職工　紫石　四郎（三十）

大阪鐵工組合理事大阪鐵工所職工　瀬野　久太郎（二十）

友愛會大阪本部代議員住友伸銅所職工　長　 二郎（二十）

かくて八名は石田檢事の取調を受け猪山豫審判事の令状を執行され十七日夜收監される筈である

果して要求拒絶

職工更に要求を提出す

依然怠業の住友電線

罷業中の住友電線製造所では十七日午前十時が回答日なので從業員外十一名の實行委員が會社に押掛け會社側からは西崎所長、川上庶務課長等が列席し佐伯工場長主任列席の上回答したが、會社側は先に提出された要求書に對して絶對に拒絶すると回答したので實行委員は會社が常に增引きのない事は今更會社に於て拒絶された事は最初の回答以外に何等する事も出來ない

と答へた、之に對し職工團委員は直に別に新要求書を提出した

新要求

一、會社に於て萬一臨時休業せんとする場合は休業せんとする時日より三日前に於て實行委員に通告すべき事

二、會社に於て萬一臨時休業せんとする場合は其の期間内一日一人に對し平均日給を支給すべき事

三、臨時職工は全部の要請に對して本職工と行動を共にする本決議に對し不都合と認め臨時職工個人當時の契約期間滿了せざるに於て解雇する場合は右契約期間の賃銀を支拂ふべき事

右に對する回答は即答の事

　外部秀外十一名連署

右に對し西崎所長は『自分は株主を代表してゐる者であるから自分の一存では如何ともする事は出來ぬ、諸君の意志のある所は十分諒とするが回答如何は明言出來ぬ』と答へたので雙方物別れとなつた、斯て職工側實行委員は組合食堂に引揚げ善後策を協議したが各工場で右の顛末を職工に報告し午後は示威運動を行ふべく工場内各所で演説を行ふ者あり物々しい怠業の狀態である

山内の復職も拒絶

十八日正午回答に決す

紛糾中の住友製鋼爭議

住友製鋼所に在つては既報の如く先づ解雇された仕上工山内兼吉の復職を迫る可く十七日は早朝から勝利に未加入だつた鍛鋼の職工及び臨時、倉庫受渡しの職工約五百名が誓約書に調印せしめた結果大部分の加入を見たので午前十一時凡そ各の實行委員は所内倶樂部で工務支配人に會見し山内兼吉復職の要求書に併せて十六日提出して受付けられなかつた五箇條の要求書を再び提出し、何と勸誘して職工側は強硬の態度を持しなかが會社側は同日同様の態度を取つたので職工側は結局之に屈し職工側は同氏を憤る事も無く拒絶したので職工側は遂に本社山下理事に面會を求め謝罪を迫る事となつた

そして面會は一先づ打切り改めて五箇條の要求は前記山内の復職を除き「三浦八一」を代りとして再び正式に提出し會社に於ても之を認めて受入れ午後一時から同二時迄に亘つて要求條項を説明し最後に會社は職工代表調印した職工千四百名の連判状の提出を求め職工側は提出の必要なしと主張し午後二時から休憩する事となつて別れた

斯くて午後會社に引取つた實行委員は連判状提出に就いて協議の結果會社はこれを以て結束の切崩しと…